

大村市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大村市が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、これに基づき統一かつ効率的な指導監査を行うことにより、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条に基づき、法人の運営状況について調査又は検査し、国、県及び市の通知に基づく指導事項について、本市における法人運営の実情を踏まえ実施するものとする。

- 2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言又は指導を行うものとする。
- 3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の重点事項及び前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。
- 4 実施計画の策定にあたっては、指導監査対象に係る情報交換を密にする等、事業所管課と十分な連携をとるものとする。
- 5 実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、市長が所轄する法人とする。

(指導監査の実施)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- 2 一般指導監査は、定期指導監査と臨時指導監査とする。
- 3 定期指導監査は、第2条第3項に定める年間の実施計画に基づき、原則として、年1回実施する。
ただし、法人本部の運営する社会福祉事業等について、特に大きな問題が認められない場合で、別に定める要件を満たすと認められる場合は、3年に1回実地により実施する。
また、別に定める要件を満たすと認められる場合は、5年に1回実地により実施することができる。
- 4 臨時指導監査は、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等で法人の運営等に問題が発生するおそれがあると認められる場合に、随時実施する。
- 5 特別指導監査は、主に運営等に重大な問題を有する法人に対して、随時実施する。
- 6 指導監査において重大な問題が認められた法人並びに不祥事が発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。
- 7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第5条 指導監査は、公正不偏の態度で実施し、努めて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、法人との信頼関係を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(定期指導監査の実施方法)

第6条 指導監査対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人等に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

2 指導監査は、対象法人の運営等について、代表者等に対し説明を求め、必要に応じて帳簿及び書類を実地により確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて事業所管課に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

4 実地により行う定期指導監査（以下「実地定期指導監査」という。）の実施に当たっては、原則として、その1か月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人等の代表者に文書で通知するものとする。

5 実地定期指導監査は、法人の事務所又は施設等において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。

6 実地定期指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(合同指導監査の実施)

第7条 指導監査に当たっては、必要に応じて事業所管課の協力を得て合同で実施することができる。

(長崎県との連携)

第8条 法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する長崎県と十分に連携をとりながら指導監査を実施するものとする。

(実地定期指導監査結果の処理)

第9条 実地定期指導監査の担当者は、実地定期指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

2 実地定期指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、市長の決裁を受けるものとする。

3 文書での指摘を要する事項については、当該法人等の代表者に改善の結果又は計画の報告期日を定めて通知するものとする。

4 文書で指摘する事項は、別に定める監査の指導基準を参考とし、当該法人の実態に即して別に定めるものとする。

5 文書で指摘した事項については、理事会等に報告させるとともに、特に指定した事項については、理事会等は改善の計画を検討させなければならない。

6 第3項の規定に基づき改善の結果又は計画を報告させるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めなければならない。

(1) 改善措置を必要とする事項を報告したときの理事会等の議事録及び特に指定した事項について改善の計画を検討したときの理事会又は運営委員会の議事録の写し

(2) その他必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

別に要件を満たす法人の要件

要 件	実施方式
1 法人監査において、以下のいずれも満たす法人 ア 法人本部の運営について、法及び関係法令並びに通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。 イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。	3年に1回
2 上記1のア及びイに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性及び適正性が確保されていると判断できる時、又は当該法人において苦情解決への取組がなされている場合	5年に1回